

平成三十年三月二十日提出
質問第一七三号

決裁文書書き換えに関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

決裁文書書き換えに関する質問主意書

平成三十年三月十九日の参議院予算委員会、難波燮二委員の質疑において、麻生太郎大臣は答弁の中で「決裁が下ろされた文書というもの、しかもそれが、国会に提出をされた文書というものが、いろいろな説明があつておりましたけど、書き換えられたという事実は、これはゆゆしき事態なんであつて、これは誠にこれはふざけた話というか、まあ正直申し上げて与党側としても、正直こういった話は過去に例がないわけじゃありませんよ、正直申し上げて、一つもこういった決裁文書書き換えがなかったというわけじゃありませんけれども、少なくともこういった話というのはあつてはならないことなんであつて、ゆゆしき事態だ」、等と述べられた。また、翌三月二十日の参議院予算委員会、風間直樹委員の質疑において、麻生太郎大臣は、決裁文書書き換えが、財務省において今般の森友学園との土地取引に関わるもの以外、過去に無い旨の発言をされた。これら答弁における麻生大臣の発言を踏まえ、以下質問する。

- 一 決裁文書の書き換えについて、当該文書が国政調査権に基づき国会へ提出された文書であつた場合と、一部政府機関において取り扱われるにとどまっている文書であつた場合で、悪質性に差があると考えるか否か、政府の見解を求めたい。

二 麻生大臣は財務省以外の機関において一以上の事例があることを念頭に答弁されているが、決裁文書書き換えの過去事例として、どのようなものがあつたか、該当する政府機関、時期・概要などを、示された
い。

三 決裁文書書き換えの過去事例の中で、書き換え後の文書のみが国会に提出され、審議における参考に供された事例があるか、否か、明らかにされたい。

右質問する。